



めがねのまちさばえ

Sabae Japan Eyeglasses

鯖江市における 電子記録債権導入の取組み

平成29年6月21日

鯖江市における導入の目的・意義

【導入の目的・意義】

- 金融審議会において、「地方公共団体における導入を進めることは、企業の資金繰りの円滑化とともに、電子記録債権の普及に効果的」との指摘。
- 鯖江市では、「ITのまちさばえ」として、公共工事等の電子入札の拡大や、税・使用料のクレジット決済など、行政サービスの向上を進めているところ。
- そのような中で、今後、市場規模の拡大が見込まれる電子記録債権に先駆けて取り組むことは、サービス向上とともに、「地方創生」に積極的に取り組む本市として、地域の活性化に資する。



地方自治体において、全国で初めて「電子記録債権」を新たな決済手段として導入。本年1月よりサービスの提供を開始。

電子記録債権の導入のメリット

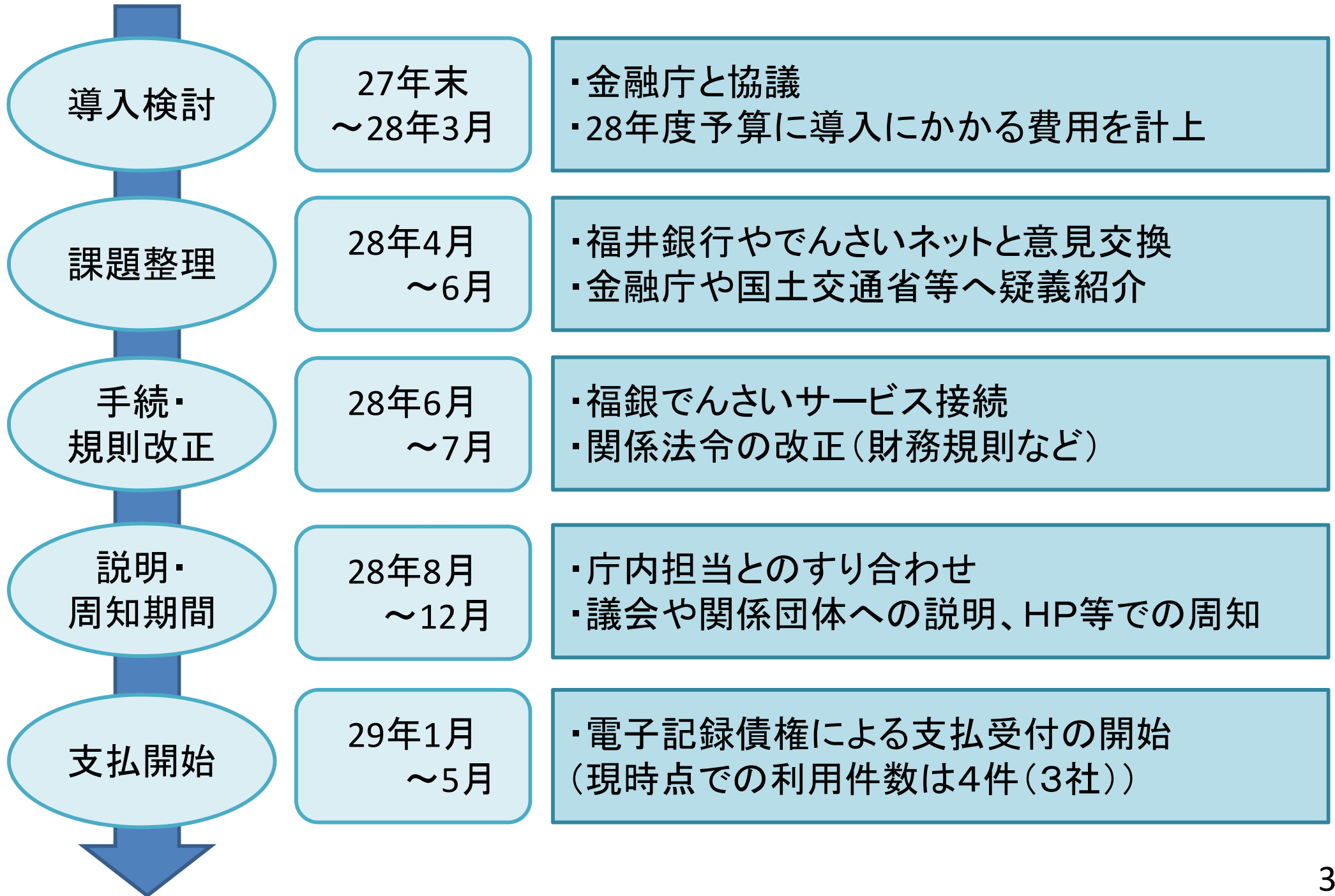
【自治体のメリット】

- 電子記録債権により、早期資金化が可能となることで、より多くの中小企業が公共工事の公募に参加しやすくなることが期待される。これは公共サービスの提供者として重要な視点。
- 事業者のサービス向上に資するとともに、本市では「ITのまちさばえ」を標榜する中で、積極的に新しい取組みにチャレンジすることで、地方創生、地域活性化に資する。

【事業者のメリット】

- 公共工事の支払いに電子記録債権を活用すること自体は、事業者には劇的な効果をもたらすものではないが、早期資金化や分割可能で流動性が高い点などは、資金繰りに悩む事業者にはメリット。
- 鯖江市では、公共工事の支払いに、口座払いやその他払いで対応しているが、それに加えて、電子記録債権での支払い手段を追加することで、事業者にとっては選択肢が広がることになる。

サービス開始までのプロセス



導入に向けた課題の解消

【地方自治法との関係】

○ 地方自治体が電子記録債権を発生させて、事業者に対して対価を支払う行為が、地方自治法における支払方法に規定されていない。

→ 平成27年10月の「経済産業省通達」により、電子記録債権を用いた支払行為については、地方自治法第232条及び同法施行令第165条の規定に該当するため、法的に導入は可能。

【公共工事約款との関係】

○ 「公共工事標準請負契約約款」第5条では、原則として公共工事に係る債権の譲渡を禁止している。

→ 国土交通省の見解は、同条は事業者が債権を手放すことで完工意欲を失い、工事が適正かつ円滑に施工できなくなることを防止する目的のもの。そのため、発注者による検査後の残額への支払に電子記録債権を充てることは、同法の趣旨に反するものではない。

→ 鯖江市では、「公共工事の完了検査が終了した後の支払い」に対象を限定して電子記録債権を発行。

今後、普及に向けた課題①

○ 電子記録債権による支払いは、既存の口座振替等による支払いと比較して、支払決済までの期間がどうしても長くなってしまうため、事業者がメリットを感じにくい。

(参考) 支払請求から支払決済までに必要な期間

口座振替による支払: 5営業日

電子記録債権による支払: 10営業日

○ 企業が電子記録債権を利用するためには、取引の金融機関を経由して、でんさいネットと利用契約が必要であるが、まだ利用環境が整っていない企業も多い。公共工事の支払いに活用してもらうために、自治体側の工夫も必要。

※ 電子記録債権を利用した事業者へのアンケート結果

- ・ 口座振替と比べてメリットが実感できない
(取扱手数料がかかる、決済が遅くなる、事務で大差がない、理解不足)
- ・ いまのところ、譲渡や分割などは考えていない。(決済、割引機能でよい)
- ・ 電子記録債権がまだ一般的ではなく、年に数回あるだけでは、うまく利用できないなど

今後、普及に向けた課題②

○ 電子記録債権の更なる普及に向けて、規模の大きい自治体の公共工事の支払いを活用することは有意義。そのためには、鯖江での取組みが一自治体だけでなく、全国的な動きに波及していくことが重要。

○ また、現時点では、公共工事における完了検査後の残額支払いにのみ活用できるが、企業側としてはメリットを感じにくいこともある。

そのため、将来的には、(現在のルール上では難しいことではあるが、)前払金や中間払いなどに、電子記録債権を活用できるようになると、利用者の幅も広がるのではないか。